

## 加西市塩田池フロート PV 建設に係る申請書類作成及び調査業務委託仕様書

(株)かさいスマートエナジー

### 1. 事業名

加西市塩田池フロート PV 建設に係る申請書類作成及び調査業務

### 2. 概要

加西市（以下、「市」という。）は、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和 32 年度までに市域における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指している。また環境省が実施した「第 2 回脱炭素先行地域」の選定を受け、「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」の実現を目指している。

地域エネルギー会社「株式会社かさいスマートエナジー（以下、「KSE」という。）」は、市のそうした取組を実現することを目的として設立された。

本仕様書は KSE が加西市塩田池（以下、「予定地」という。）において、太陽光発電設備等（以下、発電設備という）の設置を行うために必要な官公庁へ提出する申請書類の作成、提出及び予定地の調査に係る業務の仕様書である。

### 3. 事業内容

#### （1）基本事項

- ① 事業者は、予定地に導入する発電設備の設計・施工を行うにあたり、必要な建築及び環境に関する官公庁への申請書類の作成、提出を行う。また、予定地の調査業務全般を行う。
- ② 本事業では、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」（以下、「国交付金」という）を活用することを前提とし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 7 年 3 月 10 日環地域事発 2503102 号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和 7 年 3 月 10 日環地域事発 2503102 号）の交付要件・規定に基づいて実施すること。
- ③ 事業者は、予定地を管理する施設管理者（指定管理者を含む）に対し、都度必要な説明を行うものとする。

#### （2）所在地

兵庫県加西市北条町西高室地内

#### （3）委託期間

委託期間は、業務委託契約締結から令和 7 年 5 月 30 日（金）までとする。

ただし、やむを得ない事情がある場合には委託期間の延長を認めるものとする。

#### （4）支払条件

本事業にかかる委託契約は、以下を支払条件とする。

KSE は、請負代金を、検収日の属する月の翌月末日までに事業者の指定する口座に現金振込で支払うものとする。

KSE が認める場合に限り、概算払いすることができる。概算払いの時期、金額については KSE と事業者間の協議もと事業者の指定する口座に現金振込により支払うものとする。

事業者は、支払期日の 10 営業日前までに請求書を KSE へ提出するものとする。

#### (5) 業務発注の取り扱い

事業者は、業務を外部に発注する際には、市内事業者への打診を行い、可能である場合、相見積もりを取った上、発注を行うこと。相見積もりが不可能な場合及び市外の業者へ発注する場合、選定理由書を提出すること。

### 4. 申請書類の作成、提出の内容、調査内容

#### (1) 申請書類の作成、提出の内容

事業者は、(2) に掲げる調査の結果及び KSE から提供する予定地に導入する発電設備の情報を基に太陽光発電設備設置に際し提出が必要となる兵庫県及び市の条例等で定められた申請書類を所管官庁へ提出する。また、事業を進める上で必要な手続き（送配電事業者との調整、手続き等）書類を作成し、提出するものとする。

#### (2) 調査内容

事業者は、予定地の深浅測量、土木測量、自然環境調査等を行い書面にて KSE に報告する。

### 5. その他

- ① 本事業の遂行上必要となる情報及び資料については、必要に応じて KSE から開示または貸与するものとする。この場合、事業者は本事業以外の目的には使用せず、事業完了後には、事業者の責任において適切に処分すること。
- ② 事業者は、事業の進行に合わせて KSE と適宜協議を行うこと。協議をした場合、事業者は議事録を作成し、当該協議の参加者と相互に確認したものを KSE に提出すること。
- ③ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- ④ 事業者は、国交付金の申請等にあたり国に提出が必要となる資料作成やデータ提供に協力すること。
- ⑤ 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、KSE と事業者で協議して決定するものとする。